

地方独立行政法人筑後市立病院における女性職員の活躍の推進に関する一般事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

地方独立行政法人筑後市立病院理事長

地方独立行政法人筑後市立病院（以下「当院」という。）は、平成 28 年 4 月 1 日施行の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 6 4 号。）に基づき、地方独立行政法人筑後市立病院における女性職員の活躍の推進に関する一般事業主行動計画を策定しました。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

2. 当院の課題

当院では、育児介護関連制度の充実により必要に応じ利用することが定着している。しかし、育児休業の制度利用はあるが育児短時間勤務の制度の利用は少ないといった制度利用に偏りも見受けられる。男性職員及び女性職員それぞれがワーク・ライフ・バランスを実現しつつ職場で活躍するためにも、より働きやすい職場環境となることを目指す。

3. 定量的目標

- 目標 1：女性職員の育児休業取得割合を 100%維持する。（H26～有期職員含む）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度
対象職員	8 名	16 名	15 名
取得者数	8 名	16 名	14 名
取得率	100%	100%	93.3%

- 目標 2：平成 32 年度までに男性職員の配偶者出産補助休暇の取得率を 70%以上とする。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度
対象職員	6 名	4 名	8 名
取得者数	6 名	2 名	5 名
取得率	100%	50.0%	62.5%

- 目標 3：平成 32 年度までに月平均 40 時間を超える超過勤務職員の割合を 1%以下にする。

※正規職員	H25 年度	H26 年度	H27 年度
40 時間以上超過勤務者 (月平均)	4.6 人	6.0 人	8.1 人
職員割合	1.9%	2.3%	2.9%

4. 取組内容

1. (女性職員) 産前休暇手続きの際に制度利用説明を徹底する。
2. (男性職員) 配偶者が出産した男性職員に対して制度利用説明を徹底する。
3. 一定時間以上の超過勤務のある職員に対し、健康管理の面から臨床心理士による面談を実施するほか、業務改善等を促す。